



## 事務所賃貸借契約書

賃貸人                      (以下、「甲」という。) と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。) は、甲の所有する別紙目録記載の建物 (以下、「本件建物」という) の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

賃貸借契約書

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

69-4

振込口座

金融機関名： [REDACTED]

普通預金： [REDACTED]

口座名義人： [REDACTED]

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和3年 8月 1日

貸貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

貸借人(乙) 住所 [REDACTED]


氏名 横川 雅也

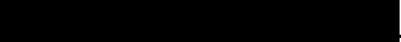

69-5

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人  小谷野 博司 

賃借人  横川 雅也 

整理番号 210

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<b>経費区分</b> <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small>	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費    2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費 9: 資料購入・作成費    10: 交通費
------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span> 日	支出額 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>	使 途 <span style="font-size: 1.5em;">ダスキン</span> 政務活動に使用する割合が10/10以上であるため $6182 \times .9 = 5563.8$
<b>領収書等貼付欄</b>		埼玉県議会自由民主党議員団

お客さま名 XXXXXXXXXX  
 高木功介事務所 様

納品・請求書  
 兼 領 収 書

株式会社スタート  
 ダスキン江戸支店  
 〒334-0074 川口市江戸3-9-9  
 TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889  
 No.100254100900

さいたま市浦和区常盤2丁目  
 9-19  
 発行日 2021年 10月 28日 次回訪問日 2021年 11月 24日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品			訂正	備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額		
ニューエレガントマットS・H	GSH	4W	1320	1	1	1320					
吸塵・吸水マットS・R(抗ウイルス)	DWSR	4W	1430	1	1	1430					
セレクションオーダーマット Lサイズ	HSLCL	4W	1672	1	1	1672					
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	4W	825	1	1	825					
フロアモップF	FM-DF	4W	935	1	1	935					

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	5,620	562	6,182	6,182

確認サイン

担当者名

紙  
以上  
付

紙  
以上  
付

-----

整理番号

/ / 3

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

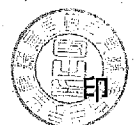
<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年10月29日、11月30日、12月30日				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">51000</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 130000円×9/10×3ヶ月=351000円)	百万	千	3	51000
百万	千				
3	51000				
使途	11, 12, 1月分事務所賃借料				
支出先	XXXXXXXXXX				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団





# 店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水葺ビル	構造	鉄骨造 3階 建 1階
面積	39.67㎡ (12坪)	保証金	金 ¥360,000.- 円 (年 — %償却 無利息とする)
		<del>敷金</del>	
賃料総額	壹ヵ月金 ¥120,000.- 円 (うち消費税額 — 円)		
共益費	壹ヵ月金 ¥10,000.- 円	備考	水道料・電気料を含む
管理費			

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和2年7月1日より令和5年6月末日まで向こう3年間とする。但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。



第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明け渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。  
2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

- (1) 賃借物件の一部分又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

- (1) 本物件内共用部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

人家賃掘込口座

契約の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各 1 通を所持し、仲介業者は契約書控 1 通を保管するものとする。

令和 2 年 6 月 30 日

賃貸人 (甲) 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人 (乙) 住 所 [REDACTED]  
氏 名 新井 一徳 [REDACTED]  
本籍地 [REDACTED]  
勤務先 \_\_\_\_\_  
電話番号 594-1600 \_\_\_\_\_

連帯保証人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
本籍地 \_\_\_\_\_  
勤務先 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

連帯保証人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
本籍地 \_\_\_\_\_  
勤務先 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

整理番号

			4	4
--	--	--	---	---

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>3</td><td>年</td><td>1</td><td>0</td><td>月</td><td>2</td><td>9</td><td>日</td> </tr> </table> 3/11/30    3/12/28	0	3	年	1	0	月	2	9	日
0	3	年	1	0	月	2	9	日		
支出額	百万                  千 <table border="1"> <tr> <td></td><td>2</td><td>9</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 $110000 \times 3 = 330000$ (按分した場合の積算方法) $330000 \times 0.9 = 297000$		2	9	7	0	0	0		
	2	9	7	0	0	0				
使途	事務所 11月、12月、1月賃料 管理費含む									
支出先	XXXXXXXXXX									

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 事業用建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 松澤正 (以下乙という) と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) とは事業用建物賃貸借契約 (以下本契約という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

## (1) 賃貸借の目的物の表示等

名 称 蓮見昭一登記測量建築設計事務所  
所在地 吉川市吉川一丁目30番地26

### (登記簿)

種類 事務所 構造 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建  
面積 専有約83㎡ (約25坪) 登記面積 91.02㎡ その他使用可能面積 なし

物件の所有者 [REDACTED]

## (2) 賃貸借条件

使用目的 個人事務所 (その種類)  
賃 料 月額 100,000 円 (消費税別途)

敷金 なし 保証金 なし

敷金・保証金の返還期間 本物件明け渡し後 30日以内

火災等保険料 なし

契約期間令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から2ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

持参払い 持参先 吉川市吉川1丁目30番地26

振 込 振込先 [REDACTED]

名義人 [REDACTED]

振込金額 110,000円 (振込料は乙の負担とする)  
翌月分を毎月月末までに (翌月分前払い)

(3) その他	附属施設	和室
	貸与 する 鍵一覧	

(特約事項)

共有部分（周りの床部分、外壁他）を利用する場合はすべて管理者の許可が必要で、乙は明渡しの際はすべて現状回復の義務があります。

本契約書2通作成し、甲および乙は署名捺印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

	貸主・甲	借主・乙
住所 電話番号		〒342-0042 よしかわしおおあざなかの100ばんち3 吉川市大字中野100番地3 048-982-8172
氏名		まつ ぎわ だ 松 澤 田

連帯保証人丙	
--------	--

10

整理番号			1	0	9
------	--	--	---	---	---

## 政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    <b>7:事務所費</b>    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">10</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">29</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> <td>ほか</td> </tr> </table>		3	年		10	月		29	日	ほか
	3	年		10	月		29	日	ほか		
支出額	<p style="margin-right: 10px;">百万          千</p> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 140,000 円×3ヶ月× 80% = 336,000 円)</p>		3	3	6	0	0	0	0	円	
	3	3	6	0	0	0	0	円			
使 途	<p><b>事務所賃料 ( 10・11・12 月分 )</b></p>										
支 出 先	<p>荻プランニング</p>										

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団



更新

貸店舗賃借契約書

貸主

借主 立石 泰広

(以下乙という)と 連帯保証人

に基づき店舗賃借契約を締結した。(以下丙という)とは、下記条項に

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物(以下本件建物という)の1部である下記表示部分を(以下賃借物件という)を乙に賃借することを約し乙はこれを承諾した。

所在地 埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称 第一ドリームハイツ
構造 鉄骨造 3階建 陸屋根
賃借面積 総面積 938.19㎡の内1階 101号
店舗面積 約 50.48㎡ (15.27坪)

第2条 【使用目的】

賃借人は、賃借物件を(事務所)の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃借期間】

賃借期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日迄の満3ヶ月間とする。

第4条 【賃借期間中の解約】

賃借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃借人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告に変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃借物の賃料は、月額金140,000円也(-----)、共益費は、月額金-----円(消費税含む)とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃借人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

前項の賃料は、物師の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づき事情により、当該賃料が不当と認められるに至ったときは、賃借人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条

【付加使用料】

賃借人の賃借物件使用に関連して生ずる賃借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用(付加使用料)は、一切賃借人の負担とする。

第7条

【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

- 1. 賃借権の譲渡(担保提供その他これに準ずる場合を含む)及び賃借物件の転貸(共同使用その他これに準ずる場合を含む)
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条

【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃借人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条

【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者(取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃借物件の使用責任者)に変更があつたときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃借人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条

【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によつて、賃借人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条

【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃借人の責に帰することのできない事由によつて賃借人が蒙つた損害に対しては、賃借人は一切その責を負わないものとする。

第12条

【建物の管理】

賃借人又はその使用人は、建物保全、衛生、防火、防犯、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃借人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃借人の措置に対し協力しなければならない。

第13条

【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条

【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

- 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができる。
- 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して保証金、又は敷金等の預託を受けたとき何れか早い時点で、賃借人に対して返還するものとする。
- 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条

【賃貸借契約の消滅】

- 天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。
- 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条

【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

- 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
- 第7条の規定に違反したとき。
- 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
- 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
- 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあつたとき。
- 著しく信用を失墜する事実があつたとき。
- 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条

【看板その他】

本物件建物外部に取り付けられる看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条

【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条

【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもたららん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条

【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て取去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

- 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
- 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さなるときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもたららん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条

【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条

【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条

【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条

【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条

【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。



第26条

【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条

【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

- (甲)の負担するもの
- 1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
- 2. 本件土地建物に対する公租公課
- 3. 本件建物に関する火災保険料

(乙)の負担するもの

- 1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
- 2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
- 3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条

【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条

【特約条項】

- 1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
- 2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
- 3. 賃料の振込先

名義人

- 4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
- 5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料を含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和 3月 30日

住所

(甲) 賃貸人

氏名

住所

(乙) 賃借人

氏名

TEL

住所

(丙) 連帯保証人

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(1)第6079号

埼玉県川口市西川口町目黒1丁目6番地

株式会社 大塚不動産

代表取締役 大塚和彦

TEL 04-8-256-17

宅地建物取引士

登録番号

整理番号			44
------	--	--	----

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</div>年             <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">10</div>月             <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">29</div>日, 11月30日, 12月28日           </div>
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <small>百万</small>      <small>千</small>  <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> <span style="font-size: 1.2em;">270000</span> </div>           円         </p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法    <math>100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3 = 270,000</math>)</p>
使途	<p style="font-size: 1.2em;">11, 12, 1月分 事務所賃借料</p>
支出先	<p style="font-size: 1.2em;">株式会社 ヨコハス</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団                      印

# 貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は未記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

## 第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也  
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日  
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないよう取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
  - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
  - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
  - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

- (1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。
  - (2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。
3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

#### (契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

#### (原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。
2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。
3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

#### (乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分(廊下・階段・屋上等)を、乙(家族共)以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類(ベビーカー含)・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品(物置等)を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。(他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。)

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥(鳩カラスは除く)等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、  
狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、  
排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地震その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
  - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和  
平城 元 年 6 月 1 日

賃貸人(甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

賃借人(乙) 住 所 さいふま市大宮区浅間町2-78 大宮パステルビル105号室

氏 名 藤井 たいせ事務所



〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	<u>105</u> 号室
床面積	<u>48.5</u> m <sup>2</sup>

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

# 覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3年 12月 27日

賃貸人（甲）

東京都千代田区神田松永町18番地1  
株式会社ヨコハウス  
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙）

住所 さいたま市大宮区浅間町2-78  
大宮パストラルハイム105号室  
氏名 藤井たけし事務所

## — 物件の表示 —

建物名称	大宮パストラルハイム
所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室	1階部分105号室48.5㎡

以上

整理番号			4	6
------	--	--	---	---

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>3</td><td>年</td><td></td><td>10</td><td>月</td><td></td><td>29</td><td>日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">11月30日, 12月28日</p>		3	年		10	月		29	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>3</td><td>2</td><td>400</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円			3	2	400
	3	年		10	月		29	日														
百万		千		円																		
		3	2	400																		

使 途	<p>11,12,11月分 駐車場賃借料</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"><math>12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3</math></p>		
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

**領収書等貼付欄**

埼玉県議会自由民主党議員団  
= 32,400

別紙明細

〔振込手数料〕

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



2 年 用

No

# 領 収 証

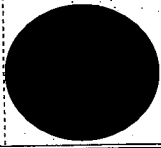
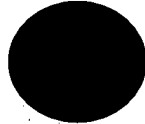
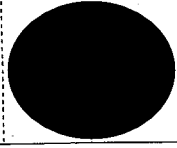
養号




藤井 友けし 様

自 年 月 日  
至 年 月 日

## 約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。  
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外のものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい  
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2021年 8月分	2021年7月30日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2021年 9月分	2021年8月31日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2021年 10月分	2021年9月30日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	

2021年 11月分	2021年10月29日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2021年 12月分	2021年11月30日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2022年 1月分	2021年12月28日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	


整理番号

47

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年10月29日, 11月30日, 12月28日
支出額	<p>百万                      千</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>40500円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 <math>15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3 = 40,500</math>)</p>
使途	11, 12, 1月分 駐車場賃借料
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[REDACTED]	印鑑	
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	
	氏名	藤井 健太		

1	場所	[REDACTED]
2	駐車場画	
3	車両	車名 [REDACTED] 登録番号 [REDACTED] 特約 登録車両以外無断駐車厳禁
4	賃料	一月月 15,000 円 支払方法 当月末翌月分前納 特約 2カ月分滞納のときは無催告解除
5	期間	自 年 月 日 満 年間 至 年 月 日 特約 更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし
7	権利譲渡禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止 特約 違反のときは無催告解除
8	解約	賃貸人 カ月前予告 賃借人 / カ月前予告 解約可能
9	保証金	金 0 円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号

75

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03年 10月 29日 11月30日 12月30日
支出額	百万 千 450900円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 167,000X0.9=150,300X3ヵ月=450,900 )
使 途	11月分、12月分、 <sup>R.4</sup> 1月分 事務所賃借料
支 出 先	有限会社 赤岩不動産

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団





## 事業用賃貸借契約書(更新)

貸主 有限会社赤岩不動産 (以下甲という) と借主 須賀 敬史(以下乙という)  
と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下  
本契約という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約  
を締結した。

### (1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 ゴールドハイツ蔵 102号

所在地 住居表示 埼玉県蔵市中央3丁目17番23号

(登記簿)蔵市中央三丁目4356番5 (家屋番号4356番の102, 103)

種類 店舗、事務所

構造 鉄筋コンクリート造5階建

面積 専有約 53㎡ (約16坪)

その他使用可能面積 なし

物件の所有者 蔵市中央1-25-6 有限会社赤岩不動産

### (2) 賃貸借条件

使用目的 事務所 (その種類 事務所)

賃料 167,000円 (消費税 なし)

共益費・管理費 なし

敷金 300,000円

雑費 (町会費任意加入) なし

保証金 なし

敷金の返還時期 本物件明渡後30日以内

更新料 新家賃の1か月分

火災等保険料 任意加入

契約期間 令和2年10月16日から 令和5年10月15日までの3年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月の経過をもって  
発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

振込払 振込先 [REDACTED]

振込合計金額 167,000円

翌月分を毎月月末までに(翌月前払い)

振込料は乙の負担とする。

(3) その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 一 覧	正面入口	No. ( 個)		No. ( 個)		No. ( 個)
			No. ( 個)				
					合 計		個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成 年 月 日							

(特約事項)

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

2020年10月10日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 蕨市中央1丁目25番6号 048-431-2325	〒 蕨市中央1-14-10-602	
(フリガナ) 氏 名	有限会社 赤岩不動産 代表取締役 赤岩 常光	須賀 敬史	
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	
媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免許番号 所 在 地 商 号 代 表 者 電 話 F A X	埼玉県知事免許(10)第 10971 号 蕨市中央1丁目25番6号 有限会社 赤岩不動産 赤岩 常光 048-431-2325 048-431-2326	免許番号 所 在 地 商 号 代 表 者 電 話 F A X	
宅地建物取引士(自署押印)		取引士 (自署押印)	
登録番号 氏 名		登録番号 氏 名	( ) 第 号

整理番号			76
------	--	--	----


## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">9</td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> <td style="padding-left: 20px;">11月 30日</td> <td style="padding-left: 20px;">12月 30日</td> </tr> </table>	0	3	年	1	0	月	2	9	日	11月 30日	12月 30日
0	3	年	1	0	月	2	9	日	11月 30日	12月 30日		
支出額	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">百万</td> <td style="padding: 0 5px;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">9400</td> </tr> </table> 円	百万	千	5	9400							
百万	千											
5	9400											
※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法    22,000X0.9X3ヵ月=59,400    )												
使途	11月分、12月分、 <sup>R.4</sup> 1月分 駐車場賃借料											
支出先	[REDACTED]											

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団



## 駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 須賀 敬史 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	埼玉県蕨市中央1丁目15番20		
	名称	浅香パーキング	指定場所	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>

### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ホンダ・シャトル	登録番号	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>
---------	----------	------	------------------------------------------------------------------------

### 頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年4月28日 から 2022年4月27日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	2011年4月28日

### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 22,000円 (内消費税 2,000円)
敷金	金 20,000円
支払期限: 毎月末日までに 当月分 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">翌月分</span> を支払う	
支払方法	1. 口座振替 金融機関: <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 口座番号: <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 口座名義人: <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> TEL: <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>
	2. 振込み
	3. 持参 持参先:

### 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>
	住所 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>

管理業者	商号又は名称 <u>リアルホーム株式会社</u>
	所在地・TEL <u>埼玉県さいたま市浦和区東高砂町2-2-1 TEL: 048 (887) 8365</u>
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣( )第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	-------------------------------------------------------

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

#### 頭書(6) 更新に関する事項

1. 更新時、借主は貸主に更新料として新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。
2. 更新時、更新事務手数料として借主はリアルホーム(株)に新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。

#### 頭書(7) 特約事項

1. 契約の解除は1ヶ月前にリアルホーム(株)に当社指定の書面にて通告すること。書面到達時より、1ヶ月間は賃料発生致します。また、口頭の受付は致しません。
2. 貸主からの解除予告は3ヶ月前とする。
3. 駐車場にプレート等を設置する場合は借主負担で行う。プレートは車止めに設置し、退出時は借主の負担と責任において原状に戻すこと。
4. 車庫証明代は5,000円(税別)とする。
5. 消費税の負担、税率等が変更された時はその月よりそれに従うものとする。
6. 賃料22,000円は、2021年5月分からとします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年 〳 月 日

甲・貸主	氏名		TEL
	住所		
乙・借主 (法人の場合)	商号	Ⓜ	TEL
	代表者名		
	住所		
乙・借主 (個人の場合)	氏名	須賀 敬史	TEL 048 443-7847
	住所	蕨市中央1-14-10 グランポート蕨602号	
宅地建物 取引業者	商号(名称)	リアルホーム株式会社	代表取締役 野澤 忠義
	事務所所在地	さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL・048(887)8365	
	免許証番号	埼玉県知事 ( 7 ) 14904 号	
宅地建物 取引士	氏名		登録番号
	業務に従事する事務所名	リアルホーム株式会社	
	事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1	
	TEL	048(887)8365	

※印は実印

整理番号 70

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p><b>【調査研究・政策立案活動費】</b></p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p><b>【広聴・広報活動費】</b></p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p><b>【経常的経費】</b></p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">23</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">572</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">94</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		572	94
百万	千	円							
	572	94							

使途	<p><b>駐車場賃貸料</b> 11月, 12月, 1月 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
----	-----------------------------------------------------------

<b>領収書等貼付欄</b>	<p>株主会不動産 駐車場代</p> <p>横川 雅也 <math>21,220 \times 3 \text{ヵ月} \times \frac{9}{10} = 57,294</math></p> <p>(220ヵ月敷料)(63660)</p>
<p>03-10-29 送金 *21,220</p> <p>03-11-30 送金 *21,220</p> <p>03-12-30 送金 *21,220</p>	<p>か) マツホリフホウサ</p>

※領収書等(載)、④発行 ※按分した

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお支払いができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

70-2

駐車場（自動車保管場所）契約書  
【法人用】

新規

所在地	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
名称	Ohana駐車場		第 [ ] 号
車種	軽自動車 その他	色	車番 [ ]
賃料	月額 7,000 円（税込）× 3 台 ※更新事務手数料1ヶ月相当分×3台		
賃料等 支払方法	支払期日： 毎月 末 日 支払方法： 振込入金 にて支払う 振込先： [ ]		
契約 期間	西暦 2021年9月1日 より 西暦 2023年8月31日 まで 満 2年間 （期間満了の場合甲乙協議の上更新することができる）		
車庫証明書等 の 発行手数料	1台.1か所.1回につき 3,300円（税込）		

上記に基づき賃貸人を甲、賃借人を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払いは上記支払期日までに翌月分を甲の指定する方法で支払うものとする。尚、振込費用および振替費用は乙の負担とし、万一1か月なりとも滞納する場合は、甲は何等の催告を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第2条 乙は無断で契約の車以外を置いてはならない。また、貸借権の譲渡ならびに転貸をしてはならない。なお、契約の車・賃貸人・緊急先の各記載内容に変更があった場合、乙は直ちにこれを甲に通知しなければならない。
- 第3条 乙は車両を、上記の契約の場所以外に置いてはならない。通路は十分空けて、他車の出入りを妨げないこと。
- 第4条 乙は駐車場を清潔に使用、管理し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持ち込み、定位の境界の侵害、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第5条 乙の車両につき、駐車場で他車による事故発生もしくは天災地変等による損害または火災、盗難、他車の侵害等が発生しても甲は乙に対し一切の責任を負わないものとする。
- 第6条 甲または甲の代理人は、駐車場の保全、防犯、防火、救護等に関し必要あるときは、随時車内に立ち入り、必要措置を講ずることができる。
- 第7条 乙またはその使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場、その施設や駐車場の他の自動車等に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 乙が本契約各条項のいずれかに違反したときは、甲は何等の催告も要せず本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第9条 本契約終了後2か月を経過しても、乙が車輛等の残置物を本駐車場内に存置させている場合は、乙は、これらの残置物の所有権を放棄したとみなされることに予め同意し、甲がこれらを処分しても異議を述べないものとする。なお、同処分費用は乙が負担するものとする。
- 第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する場合は1か月以上前に通告し、通告から解約日までが1か月未満の場合は1か月分の賃料を支払うものとする。契約終了と同時に乙は完全に駐車場を明け渡し、立退き料その他一切を請求しないものとする。
- 第11条 再契約時、乙は、新賃料の1か月分相当額を更新手数料として支払うものとする。
- 第12条 自動車保管場所使用承諾証明書は乙の申請に基づき甲が発行するものとし、その場合は所定の発行事務手数料を申し受けるものとする。
- 第13条 甲の所有するアパートの入居者で駐車場も賃借する場合、アパートの賃貸借契約が解約された際は同時に駐車場の契約も解約されるものとする。
- 第14条 取得したメールアドレスは、弊社キャンペーン情報等のメルマガ配信・お客様との連絡目的としてのみ使用する。

70-3

特約条項

\*月極駐車場の解約手続きは、解約日（15日もしくは月末日）の1か月前までにお申し込みが必要です。  
\*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

西暦 2021 年 9 月 1 日

賃貸人（甲）住所 〒 [Redacted]  
氏名 [Redacted]  
代理人住所 〒355-0028  
埼玉県東松山市箭弓町2丁目3番2号  
氏名 株式会社 松堀不動産  
代表取締役 堀越 宏一

賃借人（乙）住所 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

法人名/代表者名 横川雅也事務所 県政調査室

TEL TEL (0493)77-5050 FAX FAX (0493)77-1000

担当部署名

担当者名 [Redacted] 役職 事務員

メールアドレス [Redacted] @

緊急連絡先 住所 〒 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

氏名 横川雅也事務所 県政調査室 続柄

自宅TEL TEL (0493)77-5050 携帯TEL FAX (0493)77-1000

仲介会社 国土交通大臣免許（2）第8828号  
埼玉県東松山市箭弓町2-2-12  
株式会社 松堀不動産 東松山西口店  
代表取締役 堀越 宏一  
TEL 0493 (23) 6666

備考欄

契約物件名/部屋番号		担当印	[Redacted]
------------	--	-----	------------



整理番号	2	1	1
------	---	---	---

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<u>3</u> 年 <u>10</u> 月 <u>29</u> 日、 <u>11</u> 月 <u>30</u> 日、 <u>12</u> 月 <u>30</u> 日				
支出額	月額50,000円×3ヵ月=150,000円 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20000</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載  政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法    150,000円×0.8=120,000    )	百万	千	1	20000
百万	千				
1	20000				
使 途	事務所賃借料 <u>10</u> 月~ <u>12</u> 月分				
支 出 先	田中産業(有)				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



## 賃貸借契約書

貸主 田中産業 株式会社 (以下「甲」という。) と借主 渡辺 大 (以下「乙」という。)  
 は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	丸山店舗	1階	102号室
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県ふじみ野市丸山2-18		
		(登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>軽量鉄骨造</u> ・その他 ( )/瓦葺、 <u>スレート葺</u> 、垂鉛メッキ鋼板葺、セメント瓦葺、 陸屋根、その他( )/(2)階建/全(11)戸		
種 類	マンション・ <u>アパート</u> ・戸建・( )	新築年月	昭和57年	
住戸 部分	間 取 り	( )LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	30.97㎡
附 属 施 設	駐 車 場	含む <u>含まない</u>		
	バイク置場	含む <u>含まない</u>		
	自転車置場	<u>含む</u> 含まない		
	物 置	含む <u>含まない</u>		
	専用庭	含む <u>含まない</u>		
		含む・含まない		

## 頭書(2) 契約期間

2018 年 11 月 22 日 から 2021 年 11 月 21 日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

## 頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 48,000円	共 益 費	月額 2,000円	火災保険料	別途契約
敷 金	48,000円	駐 車 場	別途契約	附属施設料	月額 円
その他の条件					

211-3

貸与する鍵	鍵No 本数					本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで					
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	振込先	振込先金融機関名: [REDACTED] 預金: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] 振込手数料負担者: 借主				
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先					
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:				

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

借主氏名	渡辺 大						
緊急連絡先	氏名	渡辺 大				借主との関係	本人
	(メールアドレス)						
	(自宅)TEL						
	(勤務先)TEL					(名称・部署名) 課	
(携帯)TEL 090-4241-4311							
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄		

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	田中産業 有限会社					
	住所	ふじみ野市丸山7-19					
管理業者	商号又は名称	田中産業 有限会社					
所在地	ふじみ野市丸山7-19	TEL 049-264-9169					
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号			国土交通大臣( )第 号				
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号			※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載				
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 )					
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載							

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

## 頭書(6) 乙の債務の担保

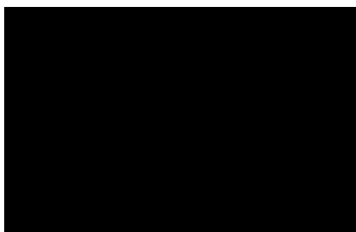
担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の 事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	渡辺 大
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	住所	ふじみ野市丸山A-3-601
		家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

## 頭書(7) 更新に関する事項

建物の更新手数料は、新賃料の1ヶ月分(消費税別途)とする。

## 頭書(8) 特約事項

1. 自然外の損傷が生じた場合は、借主の負担で補修することとする。
2. 明渡しの際は、水道・ガス・電気の最終領収書を提示のこと。
3. 現状回復の費用負担。借主の故意・過失。通常の使用方法に反する使用など借主の責めに帰すべき損耗等及び、室内クリーニング費用は借主の負担とする。



211-5

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

30年11月22日

甲・貸主	氏名 田中産業 有限会社	TEL 049-264-9169
	住所 埼玉県ふじみ野市丸山7-19	
乙・借主	氏名 渡辺 大	TEL 090-4241-4311
	住所 ふじみ野市丸山A-3-601	
連帯保証人	氏名 同上	TEL
	住所	

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL 富士見市ふじみ野西 1-18-1 商号又は名称 049-263-2623 代表者の氏名 有限会社 徳新 齊藤 知則	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 大臣 ( ) 第 号
	免許証番号 埼玉県知事 (5) 18460号	免許証番号 大臣 ( ) 第 号
	免許年月日 平成30年 6月24日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名 [Redacted]	氏名 ( ) 第 号
	登録番号 [Redacted]	登録番号 ( ) 第 号
	業務に従事する事務所名 有限会社 徳新 事務所所在地 富士見市ふじみ野西1-18-1 TEL 049-263-2623	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

# 賃貸借契約書

貸主 田中産業 有限会社 (以下「甲」という。)と借主 渡辺 大 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	丸山店舗 1階 102号室			
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県ふじみ野市丸山2-18			
		(登記簿)			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>軽量鉄骨造</u> その他 ( )/瓦葺、 <u>スレート葺</u> 、亜鉛メッキ鋼板葺、セメント瓦葺、 陸屋根、その他( )/(2)階建/全(11)戸			
種 類	マンション・ <u>アパート</u> ・戸建・( )	新築年月	昭和57年		
住戸 部分	間 取 り	( )LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	30.97㎡	
附 属 施 設	駐 車 場	含む <u>含まない</u>			
	バ イ ク 置 場	含む・ <u>含まない</u>			
	自 転 車 置 場	<u>含む</u> ・含まない			
	物 置	含む・ <u>含まない</u>			
	専 用 庭	含む・ <u>含まない</u>			
		含む・含まない			

## 頭書(2) 契約期間

令和 3年11月22日 から 令和 6年11月21日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

## 頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 48,000円	共 益 費	月額 2,000円	火災保険料	別途契約
敷 金	48,000円	駐 車 場	別途契約	附属施設料	月額 円
その他の条件					

貸与する鍵	鍵No				
	本数			本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	振込先	振込先金融機関名: [REDACTED] 預金: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] 振込手数料負担者: 借主		
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:		

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

借主氏名	渡辺 大				
緊急連絡先	氏名	渡辺 大			
	(メールアドレス)				
	(自宅)TEL				
	(勤務先)TEL	(名称・部署名)			課
	(携帯)TEL	090-4241-4311			
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	田中産業 有限会社			
	住所	ふじみ野市丸山7-19			
管理業者	商号又は名称	田中産業 有限会社			
所在地	ふじみ野市丸山7-19	TEL 090-5408-2358			
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣( )第 号			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載			
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 )			
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

## 頭書(6) 乙の債務の担保

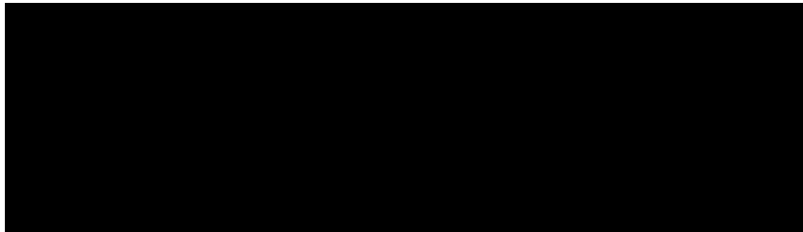
担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の 事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	渡辺 大
		住所	ふじみ野市丸山8-3-601
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

## 頭書(7) 更新に関する事項

建物の更新手数料は、新賃料の1ヶ月分(消費税別途)とする。

## 頭書(8) 特約事項

1. 自然外の損傷が生じた場合は、借主の負担で補修することとする。
2. 明渡しの際は、水道・ガス・電気の最終領収書を提示のこと。
3. 現状回復の費用負担。借主の故意・過失、通常の使用 방법에反する使用など借主の責めに帰すべき損耗等及び、室内クリーニング費用は借主の負担とする。





211-9

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年10月18日

甲・貸主	氏名 田中産業 有限会社	TEL 090-5408-2358
	住所 埼玉県ふじみ野市丸山7-19	
乙・借主	氏名 渡辺 大	TEL 090-4241-4311
	住所 ふじみ野市丸山8-3-601	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	〒

※ただしお願いでやれば存じます。

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL 富士見市ふじみ野西 1-18-1 商号又は名称 049-263-2623 代表者の氏名 有限会社 徳新 齊藤 知則	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 Ⓜ
	免許証番号 埼玉県知事(5)18460号	免許証番号 大臣( )第 号 知事
	免許年月日 平成30年 6月24日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名 [Redacted]	氏名 Ⓜ
	登録番号 [Redacted]	登録番号 ( ) 第 号
	業務に従事する事務所名 有限会社 徳新 事務所所在地 富士見市ふじみ野西1-18-1 049-263-2623 TEL	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。



## 駐車場貸借契約書

貸主 田中産業 株式会社  
 借主 渡辺 大

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、この契約書のより  
 標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場貸借契約約款」に  
 基づいて貸借契約を締結した。

### 標記A 駐車場の表示

名 称	丸山コーポ 駐 車 場	指定場所	■
所 在 地	ふじみ野市丸山2-18		

### 標記B 車 種

車 名		登 録 番 号	
-----	--	---------	--

### 標記C 契約期間

始 期	2019年 2月13日	終 期	2022年 2月12日
-----	-------------	-----	-------------

### 標記D 賃料等

賃 料	月額 8,640 円 (消費税込)	敷 金	なし	その他	
賃 料 の 支 払 時 期		翌月分を毎月末日迄（翌月分前払）			
賃料等の 支払方法	振 込	金融機関名	■		
		口座名義人	■	■	

## 標記 E 管理人名

商号 (名称)	有限会社 徳新	代表者	代表取締役 齊藤 知則
事務所所在地	〒354-0035 富士見市ふじみ野西 1-18-1 番地 徳新ビル 1F Tel. 049-263-2623		
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 18460 号		

## 標記 F 特約事項

更新手数料は、新賃料の 1 ヶ月分 (消費税別途) とする。

万一、丸山コーポ入居者が駐車場を利用の場合は、「甲」もしくは、「管理者」より 1 ヶ月前の予告通知をし、「乙」は、何等異議なく予告日までに明け渡しをしなければならない。

本契約の締結を証する為本書を 2 通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各 1 通を保有する。

212-4

平成31年2月16日

貸主 (甲)

住所 ふじみ野市丸山 7-19

氏名 田中産業 株式会社

電話 049-264-9169

借主 (乙)

〒356-0035

住所 ふじみ野市丸山 2-3-601

氏名 三度辺 大

電話 090-4241-4311

緊急連絡先 同上

(媒介・代理) 業者

埼玉県知事免許 (5) 第18460号

所在地 〒354-0035 富士見市ふじみ野西 1-18-1 番地 徳新ビル1F

商号 有限会社 徳新

代表者 代表取締役 齊藤知則

取引主任者 (自署押印)

取引主任者登録番号 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

整理番号			78
------	--	--	----

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</div>年             <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">10</div>月             <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">29</div>日             (11月30日・12月31日)           </div>															
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <math>81482 \times 3ヶ月 = 244446</math>  <math>244446 \times \frac{9}{10} = 220002円</math> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>元</td></tr> <tr><td></td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法)      政務活動に使用する割合が <math>\frac{9}{10}</math> 以上であるため</p>	百万	千	百	十	元		2	2	0	0			0	0	2
百万	千	百	十	元												
	2	2	0	0												
		0	0	2												
使 途	家賃・共益費・駐車場料金(10月・11月・12月分)															
支 出 先	(有) 村田管理サービス															

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団



# 事務所賃貸借契約書

物件名	ロイヤルコートムラタ	100号室
-----	------------	-------

2020年 3月 19日

貸主 有限会社村田管理サービス  
借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介  
管理会社 株式会社グッドステイホーム

# 事務所賃貸借契約書

賃貸人 有限会社村田管理サービス（以下甲という）と賃借人 埼玉県議会議員 荒木 裕介（以下乙という）とは、第1条記載の物件について次の通り賃貸借契約を締結する。

## 第1条（賃貸借物件）

甲は、下記表示物件（以下本物件という）を、次条以下の条項により乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

### 1：本物件の表示

- ① 所 在： 埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-10
- ② 構 造： 鉄筋コンクリート造 7階建
- ③ 名 称： ロイヤルコートムラタ
- ④ 賃貸借部分： 1階 100号室 59.95㎡（約18.13坪）

### 2：賃貸借条件

- ① 目 的： 事 務 所
- ② 期 間： 2020年 3月 19日から 2022年 3月 18日まで
- ③ 賃 料： 月額 金 64,815円也（消費税別）
- ④ 共益費： 月額 金 4,630円也（消費税別）
- ⑤ 駐車料： 月額 金 4,630円也（消費税別）
- ⑥ 敷 金： 金 80,000円也
- ⑦ 礼 金： 金 0円也



## 第2条（使用目的）

乙は本物件を議員事務所の目的のみ使用し、それ以外の目的に使用することはできない。

## 第3条（賃貸借期間）

本物件の賃貸借期間は、2020年3月19日より2022年3月18日迄とする。

## 第4条（期間内解除）

賃貸借期間中に乙がこの契約を解約しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に対し書面によりその旨を予告しなければならない。但し、乙はこの予告に代えて、賃料の3ヶ月分相当額を甲に支払って即時解約することができる。

なお、甲においても6ヶ月前に予告すれば解約をすることができる。

## 第5条（賃料）

賃料は月額、金64,815円（消費税別）とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した賃料を支払う。

また、駐車料として月額金4,630円（消費税別）も同様とする。

## 第6条（共益費）

乙は、共益部分の維持管理に必要な費用に充てるため、共益費として月額金4,630円（消費税別）を賃料と共に毎月末までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した共益費を支払う。

## 第7条（賃料及び共益費等の改訂）

賃料及び共益費については、賃貸借期間中であっても、物価の高騰、経済情勢等の変動、公租公課その他の負担の増加もしくは法令の改正や施設の改良等があった場合には、甲乙協議の上、甲は乙に対して増額を請求できる。

## 第8条（敷金）

- 1：乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、敷金として、金80,000円を、甲に預託する。但し、敷金は無利息とし、本契約期間中は返還しないものとする。
- 2：乙に賃料等の延滞損害賠償、その他この契約に基づく債務の不履行があるとき、甲は乙に債務の履行を催告した上、敷金の一部または全部をその弁済に充当することができる。その場合、乙は通知を受けた日から10日以内に敷金の不足分を補充しなければならない。
- 3：乙は敷金の預託が有ることを理由に、賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。
- 4：乙は敷金に関する債務を第三者に譲渡し、または債務の担保の用に供してはならない。
- 5：甲は、この契約が終了し、乙が賃貸借物件を完全に明渡し、かつ、甲に対する一切の債務の履行した後、6ヶ月以内に敷金を乙に返還する。

## 第9条（禁止事項）

乙は、甲の書面による承諾なしに、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- 1：賃借権の譲渡、または、これを担保の用に供すること。
- 2：本物件の一部または全部の転貸及び、連絡事務所等名目形式の如何を問わず第三者に占有または使用させ、あるいは第三者を同居させ、共有使用し、もしくは第三者の在室名義の表示をすること。
- 3：建物の維持保全に害となる行為をすること。
- 4：甲または他の入居者に迷惑となること、その他甲が不相当と認める行為をすること。

## 第10条（本物件内の造作及び設備の新設、変更等）

次の行為をする場合には、乙は予め甲の書面による承諾を得るものとし、かつ、その費用は乙の負担とする。

- 1：造作、間仕切、建具、その他の新設または模様替えをするとき。
- 2：電灯の増移設、電話の引き込み架設、給排水、電気設備、冷暖房設備及びその他設備の

新增設変更移転等をするとき。

3：甲の指定する場所以外に看板および広告施設を設置し、または商号、商標の提出表示等をするとき。

4：重量物、嵩高物搬出入または移動するとき。

5：出入口扉及び、鍵の取替または新設するとき。

#### 第 11 条（造作等に伴う公租公課）

乙の設備造作に課せられる不動産取得税、固定資産税等は乙の負担とする。

#### 第 12 条（修繕費等の負担区分）

1：建物の主体構造物及び付属設備の維持保全に必要な修繕は甲が行う。

2：本物件内の壁、天井、床、建具等に関する修繕（塗装替えを含む）及び窓ガラス、電球等の取替は、原則として乙の負担において行うものとする。

3：前項の要修理箇所が生じたときは、乙は速やかに甲に通知するものとし、自己負担の修繕といえども甲と協議のうえ、実施するものとする。

#### 第 13 条（善管注意義務）

乙はこの建物を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

#### 第 14 条（立入権）

1：建物の保全、衛生、防犯、防火、救護等のため必要有る場合、甲または甲の指定する者は随時本物件内に立入り、必要な措置を講ずることができる。

2：前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

#### 第 15 条（損害賠償）

1：乙が本契約の条項のいずれかに違反し、甲に損害を与えた場合には、乙は甲の蒙った損害を賠償しなければならない。

2：乙またはその代理人、使用人、請負人、来訪者、その他関係者の故意または過失により甲または他の入居者もしくは第三者に損害を与えた場合には、乙は直ちにその旨を甲に

通知し、一切これを賠償しなければならない。

#### 第 16 条 (免責事項)

- 1: 震災、風水害、火災その他、甲の責に帰すことのできない事由で乙が蒙った損害及び盗難または設備等の故障による損害については、甲はその責を負わない。

#### 第 17 条 (契約の解除)

乙が次の各号の一に該当するときは、甲は催告を要せずに直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを求めることができるものとし、乙はこれを異議ないものとする。この場合、甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害を請求できる。

- 1: 賃料またはその他の費用の支払いを 3 ヶ月以上遅滞したとき。
- 2: 本物件を第 2 条の目的以外に使用したとき。
- 3: 他の入居者に著しい妨害を与えたとき、または与える恐れのあるとき。
- 4: 甲の信用、名誉を傷つける等の不信行為があったとき。
- 5: 信用が著しく低下したとき、または公序良俗に反する行為があったとき。
- 6: 無断で本物件から退去したとき、または無断で引き続き 30 日以上本物件を使用しなかったとき。
- 7: 乙もしくはその使用人の故意、または過失により本物件もしくは建物を著しく毀損したとき、または火災を発生させたとき。
- 8: 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生、解散等があったとき、または被後見人の審判がなされたとき。
- 9: この契約、またはこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

#### 第 18 条 (原状回復義務と明渡し)

- 1: 本契約が終了したときは、乙は賃貸借物件内に設置した造作その他の設備及び乙の所有物全てを撤去し、賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。
- 2: 乙が前項の義務を履行しないときは、甲が任意に乙の費用負担をもって代行しても乙は

何等の異議を申立てないものとし、万が一甲がこの義務の履行を免除した場合においても乙は賃貸借物件内に設置した造作、その他の買取りを甲に対して要求しないことはもちろん、以降の賃借人にたいしても売買譲渡することはできない。

3: 賃貸借物件の明渡しに際しては甲の立会いを必要とし、賃貸借物件内に乙が残置した物すべて甲のためその所有権を放棄し、甲が任意に処分しても乙は何等異議ないことを承諾した。

#### 第 19 条 (明渡し遅延損害金)

この契約が終了し、乙が賃貸借物件を明け渡すべき義務が生じたにもかかわらず、乙が明渡しを遅滞したときは、明渡すべき日の翌日より明渡し完了までの、賃料及び共益費相当額の倍額並びに、電気水道料金等の諸費用を損害金としてその遅延日数に応じ乙は甲に支払わなければならない。

#### 第 20 条 (立ち退き料等の請求禁止)

乙は賃貸借物件の明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず賃貸借物件及びその造作、設備について支出した費用または移転料、立退き料、権利金、補償等これに類する要求を一切甲にしてはならない。

#### 第 21 条 (遅延損害金)

乙がこの契約に基づく債務の支払いを遅滞したときは、乙は期日の翌月以降年利 14.6% の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

#### 第 22 条 (通知の義務)

乙はその代表者の移動があったときは、その内容を速やかに書面により甲に通知しなければならない。

#### 第 23 条 (契約条項以外の事項)

この契約に定めていない事項または疑義が生じたときは、法令および一般貸しビルの商習慣に従い、甲乙が協議して定める。

第24条（管轄裁判所）

この契約に基づく訴訟についてはさいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第25条（特約）

1：賃料等の支払いは振込によるものとし、振込手数料は乙の負担とする。

2：賃料等の振込先：

口座名義人

3：賃料等の支払い方法及び振込先に変更のある場合は、変更する月の3ヶ月前までに甲より乙に書面にて通知するものとする。

4：契約期間満了後本契約を更新する時は新賃料の1ヵ月分の更新料を乙は甲に支払うものとする。

5：契約更新に際し、乙は取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヶ月分（消費税別）を支払うこととする。

6：乙は本物件の使用に際し、近隣に迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに乙の責任において対処をすること。

この契約成立の証として本書式通を作成し、各自記名押印のうえ甲乙各壹通を保有する。

令和2年3月19日

埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-20

甲

有限会社村田管理サービス

乙

さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室

荒木 裕介

管理会社

免許番号 埼玉県知事 (4) 第 19084 号

所 在 さいたま市中央区鈴谷 5-2-2

商 号 株式会社 グッドステイホーム

代表者氏名 代表取締役 益子 賢治

宅地建物取引士 登録番号

氏 名

整理番号			93
------	--	--	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text" value="45"/></td> <td><input type="text" value="000"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text" value="45"/>	<input type="text" value="000"/>
百万	千	円							
<input type="text"/>	<input type="text" value="45"/>	<input type="text" value="000"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃 11月分 政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため		$50000 \times 0.9 = 45000$
-----	-----------------------------------------	--	----------------------------

**領収書等貼付欄**

埼玉県議会自由民主党議員団

### 領 収 証

阿左美 健司 様    令和3年10月30日

★ 50,000 =

但 11月分家賃として。  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	



コクヨ ウケ-1048

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



# 建物賃貸借契約書

賃貸人                      (以下、「甲」という。) と賃借人 阿左美 健司(以下、「乙」という。) とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物 (以下「本件建物」という。) について、建物賃貸借契約 (以下、「本契約」という。) を締結した。

## 第1条 (本契約)

甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- |          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| (1) 対象物件 | 後記表示の通り                                        |
| (2) 使用目的 | 事務所                                            |
| (3) 賃料   | 月額 5万円 (賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする) |
| (4) 契約期間 | 令和3年8月1日から令和4年7月31日                            |

## 第2条 (賃貸借期間)

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

## 第3条 (賃料の支払い)

- 1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。

なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

- 2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

#### 第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

#### 第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとするものとする。

#### 第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

#### 第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

#### 第8条（禁止事項）

乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき
- (2) 本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

#### 第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

(2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

(3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

#### 第10条 (当然終了)

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

(1) 本件建物が滅失したとき

(2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき

(3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

#### 第11条 (現状回復義務)

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

#### 第12条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第13条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

### 記

(建物の表示)

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10

構 造 木造平屋建

床面積 107.41㎡

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所

[Redacted address]

氏名

[Redacted name] ●

乙) 住所 秩父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名

阿左美健司 ●



整理番号

44 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

## 領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ¥75.000.-

但 県政活動事務所 清掃費として  
「2021年10月期5日間」

令和3年(2021年) 10月30日(土)

アライ企画 新井香  
東京都江東区大島4-7-3

## 領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ¥60.000.-

但 県政活動事務所 清掃費として  
「2021年11月期4日間」

令和3年(2021年) 11月30日(火)

アライ企画 新井香  
東京都江東区大島4-7-3

## 領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ¥60.000.-

但 県政活動事務所 清掃費として  
「2021年12月期4日間」

令和3年(2021年) 12月30日(木)

アライ企画 新井香  
東京都江東区大島4-7-3

整理番号	1	22
------	---	----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	2021年10月21日	支出額	百万 千 円 40000
使途	事務所家賃 11月分 政務活動に使用する割合が 8/10以上であるため $50000 \times 8/10 = 40000$		

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書

No. 620

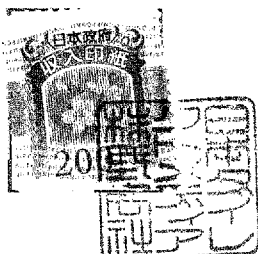
領収日 2021年10月31日

関根信明 様

**金額 50,000 円**

21年11月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳  
 税抜金額: 50,000円  
 消費税額等: 0円

〒331-0822  
 埼玉県さいたま市東区日進町2-789  
 みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

# 請求書

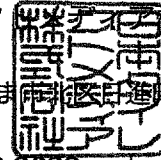
関根信明 様

日付 : 2021年10月31日

請求書番号 : 620

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレクト株式会社  
〒331-0823  
埼玉県さいたま市緑区日進町2-789  
みらい日進  
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2021年11月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄



整理番号			3	9
------	--	--	---	---

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1：調査研究費      2：グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3：広聴費      4：要請・陳情等活動費      5：広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6：人件費      ⑦：事務所費      8：事務費
	9：資料購入・作成費      10：交通費

支出年月日 3年 11月 1日 及11月30日	支出額 百万 千 円 1 9 3 6 0 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------------------------------	------------------------------------------------

使 途 事務所セコム使用料 令和3年10,11月分 24,200 × 0.80 = 19,360
--------------------------------------------------------

<b>領収書等貼付欄</b>	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

セコム株式会社

10月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円

11月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円

円 × ≒ ##### 円

---

合計 19360 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

3

9

1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

店番

口座番号

埼玉県議会 木下 博信 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



摘要	お支払金額	お預り金額
03-11-01 .振替	*12,100	セコム.カ
03-11-30 .振替	*12,100	セコム.カ

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。  
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合は、通帳戻し別に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号 78

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">03</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">01</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			8	9	1	0
		8	9	1	0				

使 途	<p>ゴミ処理券代として</p> <p style="text-align: right;"><math>9,900 \times 0.9 = 8,910</math></p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**領 収 証**

3年 11月 1日      022666

須賀川県政調査事務所様

	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
事業系有料ごみ処理券	45枚	枚	450	9000	
	70枚	枚			
消 費 税				900	
事業系ごみ袋	45枚	枚			
	70枚	枚			
	90枚	枚			
消 費 税					
合 計				9900	

収入  
印紙

みんなの手で魅力ある街づくり

● CLEAN CITY  
株式会社 クリーンシティ

〒335-0005 埼玉県蕨市錦町1-11-3  
PHONE 048-445-2147 FAX 048-445-3397

確 認	担 当
--------	--------

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="11"/> 月 <input type="text" value="1"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">36</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		36	000
百万	千	円							
	36	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>マキエリテイ代 (R3. 10. 11月分)</p>
-----	-------------------------------

**領収書等貼付欄**

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

20000 × 2月 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	カシマサ

### 入出金明細

照会範囲：2021年11月01日～2021年11月01日 照会件数：1件

2021年12月24日 14時38分18秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年11月01日	20,000円		セコム	■■■■■■■■■■

全件数：1件

## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効心 マサ

### 入出金明細

照会範囲：2021年11月30日～2021年11月30日 照会件数：1件

2021年12月24日 14時39分50秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年11月30日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：1件








整理番号

58

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年 11月 1日 11/30,12/28
支出額	百万 千 108000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 月額40,000円×3ヵ月×0.9=108,000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)
使 途	事務所家賃(10~12月分)
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



## 建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m<sup>2</sup>

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20  
氏名 岡地 優

整理番号 174

ちようふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">R 03</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">01</span> 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		135	000
百万	千	円							
	135	000							

使 途	<p>11・12・1月分家賃</p>
-----	--------------------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

150000 × 9/10 = 135000

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

諸井 様 令和3年 11月 1日

★ 7150.000

但 家賃代 11・12・1月分  
上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

※領収書等  
④発行者、  
※按分した

コクヨ ウケ-1048

るような記載)

整理番号 149-1

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>年<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span>月<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span>日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万    千    円</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span></p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(11月分) 政務活動の使用する割合が8/10のため 自民党越谷支部と折半    <math>6655019 \times \frac{8}{10} = 5324019</math> (共同事務所 127キ)</p>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**領 収 証**

No. 007080

浅井 明 様

2021年11月18日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル 201 11/2入金 11月份賃料として  
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



株式会社

**ベストハウジング**

- 本社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3028
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市柴町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

149-2

# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分	35,34 m <sup>2</sup>

### (2) 使用目的

県政事務所
-------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。
礼金	〇 円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名・支店名
	口座番号
	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

### (5) 貸主

貸主	氏名	住所	電話
----	----	----	----

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

149-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	-----------------------------------------------------------------------------

特約条項

借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。

この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。

- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷 1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介 ・  代理

取引態様  媒介 ・  代理

免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 [Redacted]

免許証番号 第 [Redacted] 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4

事務所所在地 [Redacted]

商号 株式会社 ベストハ

商号 [Redacted]

代表者等 八巻 康雄

代表者等 [Redacted]

登録番号 [Redacted]

登録番号 第 [Redacted] 号

宅地建物取引士 [Redacted]

宅地建物取引士 [Redacted]

整理番号 150 - 1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">00</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		44	00
百万	千	円							
	44	00							
使 途	<p>事務所看板代(11月分)</p> <p>5,500円 × 8/10 = 4,400円</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が 8/10以上であるため</p>								

### 領 収 証

No. 007082

浅井 明 様

2021年11月18日

金額 ¥5,500-

収 入  
印 紙

但し 森田ビル201 1/2入金 11月分看板代とL2  
上記の金額正に領収いたしました

内 訳 \_\_\_\_\_  
 税抜金額 \_\_\_\_\_  
 消費税額等(%) \_\_\_\_\_

**BH** 株式会社  
BEST HOUSING **ベストハウジング**

- 本社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1 TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

150-2

# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2 階部分	35,34 m <sup>2</sup>

### (2) 使用目的

県政事務所
-------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。
礼金	円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月 27 日までに支払う <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関名・支店名 <input type="text"/> 口座種別 <input type="text"/> 口座番号 <input type="text"/> 口座名義人・フリガナ <input type="text"/> 振込手数料負担者 借主 持参先 <input type="text"/>

### (5) 貸主

貸主	氏名 <input type="text"/>	電話 ( ) <input type="text"/>
	住所 <input type="text"/>	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所 <input type="text"/>
	氏名 <input type="text"/>



150-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---------------------------------------------------------------------------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越谷1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

地建物取引業者・宅地建物取引士  
 取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 国土交通大臣(4) 第 [Redacted] 号  
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4番 [Redacted]  
 商号 株式会社 ベストハウス [Redacted]  
 代表者等 八巻 康雄  
 登録番号 [Redacted]  
 宅地建物取引士 [Redacted]

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)  
 取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 第 [Redacted] 号  
 事務所所在地 [Redacted]  
 商号 [Redacted]  
 代表者等 [Redacted] ⑧  
 登録番号 第 [Redacted] 号  
 宅地建物取引士 [Redacted] ⑧

整理番号 151-1

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>年<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span>月<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>日</p>	<p>支出額</p>	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">19</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">360</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		19	360
百万	千	円							
	19	360							

使 途

事務所駐車場代 (11月分・12月分)

24,200円 ×  $\frac{8}{10}$  = 19,360円      政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

領収書等貼付欄

とちぎんキャッシュサービス ご利用明細票

とちぎんをご利用いただきありがとうございます。ただいまのお取引明細は下記の通りです。どうぞお確かめください。

お取引日	お取引店	振 番	銀行番号	支店番号	口座番号	お取引種類					
031104	0026	053				お振込み					
受付通番	万円	五千元	二千元	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額
2479											¥24,200
お取引時刻	通 番	手数料	お つ り	お取引後残高							
11:46	002791	¥330									

埼玉りそな銀行 南越谷支店

普通 口座番号1442614

アソカイスト(カ 様へ

アサイ アキラ 様から

電話番号048-962-5777

振込通番000022

裏面のご案内もあわせてご確認ください。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5

名称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第      号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃料： 壹ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は 令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

- 2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。
- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
  - (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
  - (3)乙が次の行為を行ったとき。
    - ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
    - ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
    - ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

#### 特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主（甲） 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2  
文化エステート株式会社  
氏名 代表取締役 中山 寧子  
電話 048-985-6134

借主（乙） 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号  
氏名 浅井 明  
電話 048-962-5227

整理番号 184

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="font-size: 1.2em;">3</span> 年 <span style="font-size: 1.2em;">11</span> 月 <span style="font-size: 1.2em;">9</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">400</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			400
百万	千	円							
		400							

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">事務所 来客 馬車料金</p> <p style="font-size: 1.2em;">500 × 0.80 = 400</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------

<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
<p style="font-size: 1.5em;">デイパーク</p> <p>85 ふじみ野上福岡第2 03-6740-2880</p>	
<p>本券を車のダッシュボード上に 外から見えるように置いてくだ さい。</p> <p style="font-size: 1.5em;">1 日間有効券</p> <p>1日券 車両番号 17-35 21年11月09日 18時43分</p>	
<p>有効期限</p> <p>※ 領収書 21年11月10日</p> <p>※ 領収書 18時43分</p> <p>(別紙)</p>	
<p>≪ 領収書 ≫</p> <p>利用料金 500円</p>	
<p>お預り 500円</p> <p>お釣 0円</p> <p style="font-size: 0.8em;">NO.011481</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 196

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">15</span>日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span></p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	<p>百万    千    円</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

使 途    *ダスキンレンタル代*     $2,255 \times \frac{1}{2} = 1,128$

**領収書等貼付欄**

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX  
**小島 信昭 様**  
 ポイントカード

納品・請求書  
兼 領収書

株式会社ダスキンサーブ北関東  
 ダスキン宮原支店  
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2  
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2021年 11月 15日 次回訪問日 2021年 12月 13日    取引 現金    No.100304903600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	660	1	1	660		
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	825	1	1	825		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	770	1	1	770		

印紙  
5万円以上  
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,050	205	2,255	2,255

確認サイン

担当者名

**DUSKIN** DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 215

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
---------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p>	<p>〇 年 / 〇 月 / 〇 日</p>										
<p>支 出 額</p>	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が <math>\frac{8}{10}</math> 以上であるため          (按分した場合の積算方法 <math>52,800 \times 0.8 = 42,240</math>)</p>	百万	千			4	2	2	4	0	0
百万	千										
4	2										
2	4										
0	0										
<p>使 途</p>	<p style="font-size: 1.2em;">県政事務所契約更新手数料</p>										
<p>支 出 先</p>	<p style="font-size: 1.2em;">(有) 徳 新</p>										

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団                      渡辺 印





整理番号 1 3 3

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">16</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4396</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	4396
百万	千	円							
	5	4396							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所家賃(12月分)</p> <p>&lt;送金料を含む&gt;</p>	<p>60.440 × 0.9 = 54.396</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
----	------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄 60,000 + 440 = 60,440

③事務所家賃(12月分)

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-11-16	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N127	*60,000	
	残高	
送金料金	*440円	
振込予定日	03-11-16	
タケウチ マサフミ		


ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちよ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。).

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

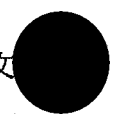
第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地  
武内 政文 

(乙) 

整理番号 148

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">936</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					1	936
百万	千	円										
	1	936										

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;"><math>2420 \times 0.8 = 1936</math></p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

お客様名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様  
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書  
 兼領収書

**ダスキン 鴻巣**  
 有限会社クリーンショップ  
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32  
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 03年11月16日 次回訪問日 01年11月 C火 00999 8W  
 取引 (現金)

商品名	原単位	数量	単価	不品予定		区分	納品・回収訂正		訂正額
				数量	金額		納品数	金額	
*WH1H 吸塵・吸水マット1グレード スム		2	1210	2	2420				

印紙  
5万円以上  
貼付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	(10%) 2,420	220	2,420

(0007172) 伝票 NO.0001025774

DUSKIN

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			3	6
------	--	--	---	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>3</td><td>年</td><td>11</td><td>月</td><td>16</td><td>日</td> </tr> </table>		3	年	11	月	16	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td>千</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>108000</td><td>00</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		108000	00
	3	年	11	月	16	日										
百万	千	円														
	108000	00														
使 途	事務所家賃 <span style="float: right;">120000 × 0.9</span>															

領収書等貼付欄

領 収 証

小川 亘一郎 様

No. \_\_\_\_\_

★ ¥ 120000

内 訳	但 11月12日分家賃
現金	
小切手 <span style="float: right;">/</span>	
手形 <span style="float: right;">/</span>	
消費税額等( %)	

43年11月16日 上記正に領収いたしました



コクヨ ウケ-98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 店 舗 賃 貸 借 契 約 書

物 件 の 表 示	所 在 地	大里郡寄居町大字桜沢 2 2 3 5 番地		
	名 称	坂の下ソシア	号 室	1 0 5 号室
	構造・面積	鉄骨造 3 階建 1 階 約 4 9 . 5 0 m <sup>2</sup>	間 取	

賃 貸 借 条 件	賃 料	壹ヶ月 60,000円	駐 車 場	有
	敷 金	ヶ月 , 円 (無利息)	更 新 料	新賃料の 1 か月分
	礼 金	ヶ月 , 円	備 考	更 新 手 数 料
	火災保険	, 円 (1年間掛け捨て)		賃料の 2 分の 1 か月分 + 消費税

契約期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日までの 2 年間

賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。

振込先 貸主宅へ持参すること	普・当 No.	口座名義人
----------------	---------	-------

上記物件を賃貸人甲 XXXXXXXXXX と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。  
(賃貸借の目的)

第 1 条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。  
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第 2 条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第 3 条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第 4 条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。

2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第 5 条 乙の都合により本契約を解除する場合は 3 ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。

2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第 6 条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会いの上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 2年 4月 / 日

賃貸人・甲

住 所  
氏 名  
電 話 番 号

[Redacted]



賃借人・乙

住 所  
氏 名  
電 話 番 号

深谷市長在家14  
小川 真一郎



連帯保証人・丙

住 所  
氏 名  
電 話 番 号



仲介業者

所 在 地  
商 号  
代 表 者  
免 許 番 号  
取 引 主 任 士

大里郡寄居町大字桜沢2770-4  
サンライト不動産  
柴崎 修  
埼玉県知事(4)第20





整理番号 127-2

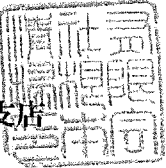
お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

請求書 No. (発行日 3年 11月 3日)

有限会社 根本清掃

〒341-0044  
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256  
 TEL : 048-955-2466  
 FAX : 048-956-6197  
 振込口座 亀有信用金庫三郷支店  
 普通口座 0178856



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。( 3年 10月 31日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
4,400	4,400	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票No.	商 品 名	数量	単位	単 価	金 額
31015	27	御入金[銀行振込]				4,400
31030	350	ゴミ処理代基本料	1	台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》				
		【計】				
		外税額 (外税対象額: 4,000)				400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額: 4,000)				400
		【御入金額合計】				4,400
		総御買上額 (税抜)				4,000
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証  
 逢澤圭一郎事務所 様 2021年 11月 17日

NO. \_\_\_\_\_

¥ 4,400 -

但し10月份事業代 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 ¥400 -  
 現金 \_\_\_\_\_  
 小切手 \_\_\_\_\_

尿管浄化槽維持管理士  
 三郷市指定一般廃棄物処理  
 尿管浄化槽清掃  
 有限会社 根本清掃  
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256  
 TEL (048) 955-2466  
 FAX (048) 956-6197

収 入  
 印 紙

係  
 J104953



整理番号    8 5

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">24</span>日         </p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">500</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

<p>使 途</p>	<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">政務活動事務所賃料</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が<math>\frac{9}{10}</math>以上であるため</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">55,000 × 0.9 = 49,500</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56703	03-11-24	12:49	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		(印) 認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

埼玉県議会議員 千葉 達也

55,000

0 [振込手数料]

55,000

お振込明細またはご案内

登録番号 0002

〒ハ タツヤ様

ご依頼人

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 240001

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)  
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで  
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)  
(振込先) [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙)千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

### (第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

### (第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

### (第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

### (第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

### (第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

### (第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

### (第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの際の履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつきの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

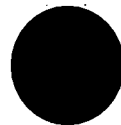
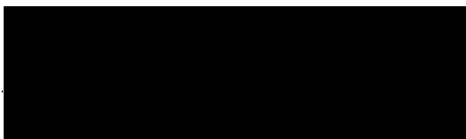
以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号 2 3 9

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: <u>事務所費</u>    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">24</span> 日	支出額	百万    千    円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">ダスキン</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため <math>6182 \times .9 = 5563.8</math></p>		
領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団	

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

客さま名 XXXXXXXXXX  
木功介事務所 様

納品・請求書  
兼 領 収 書

株式会社スタート  
ダスキン江戸支店  
〒334-0074 川口市江戸3-9-9  
TEL 048-288-1150 FAX 046-281-3889



さいたま市浦和区常盤2丁目  
9-19

発行日 2021年 11月 24日 次回訪問日 2021年 12月 21日    取引 現金

No.100255014600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単 価	納 品		納 品		回 収 訂 正		備 考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ニューエレガントマットS・H	GSH	4W	1	1	1	1320	1	1	1320	
吸塵・吸水マットS・R (抗ウイルス)	DWSR	4W	1	1	1	1430	1	1	1430	
セレクションオーダーマット Lサイズ	HSLCL	4W	1	1	1	1672	1	1	1672	
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	4W	1	1	1	825	1	1	825	
フロアモップF	FM-DF	4W	1	1	1	935	1	1	935	

前回未収残	税抜金額	消費 税	合計金額	領 収 額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	5,620	562	6,182	6,182

確認サイン

担 当 者 名

XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

紙  
PI以上  
付

SKIN

整理番号 203

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25</span>日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万    千    円</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span></p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

使 途    **事務所賃賃料**

$80,440 \times 0.8 = 64,352$

**領収書等貼付欄**

小島信昭

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

18	
14	
15	
16	
17	
18	
19	03-11-25 .送金    *80,000
20	03-11-25 .手数料    *440
21	
22	
23	
24	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します  
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
(項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高  
・外貨普通預金の場合は、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
・その他の預金の場合は、円単位となります。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38109	03-11-25	15:54
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		認証
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)
万円	千円	円

お振込明細またはご案内 **電信**

登録番号 0001

コッマ ノブ アキ様

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)  
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

電話番号 048-758-1624  
取扱番号 600008

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。→

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

〇年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
	住所	339-0074 さいたま市岩槻区本町3-1-1
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

		A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称	
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名	Ⓣ
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号	大臣知事 ( ) 第 号
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名	Ⓣ
	登録番号		登録番号	( ) 第 号
	業務に従事する事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL	

※Ⓣは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。



(更新)事業用貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号	
建物	(登記簿) 木造・鉄骨造 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他(瓦葺・スレート葺・瓦葺・面鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他)		
種類	(3)階建/全( )戸		
面積	事務所 29.75 m <sup>2</sup>	新築年月	平成11年4月
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)	年	月	日
目的物件の引渡し時期			

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等)	家賃保証料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵の本数	2本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月末日まで		
賃料等の支払方法	振込 貸主指定の口座へ振込支払いする。		
	持参先		
	口座引落		
	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先(租当者)	(氏名)
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会	
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538	
賃貸住宅管理業者登録番号	02621	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		
管理担当者	氏名	住所

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の委員である場合に記載 (賃貸不動産管理士:登録番号 )

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	小島 信昭
(本契約で使用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	住所	
	<input type="checkbox"/> 証社名の提供	家賃債務保証会社名	
	<input type="checkbox"/> する保証	主たる事務所	
		所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の際は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号 204

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25</span>日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円									
百万	千	円													

<p>使 途</p>	<p>駐車場代(本町事務所) <math>5500 \times 0.8 = 4400</math></p>
------------	--------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

小島信昭 様

5年11月25日

★5500円

但し12月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 \_\_\_\_\_

消費税額等( %) \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

うな記載)

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)  
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(メーカー・車種) 三菱 エコゴン シルバー

(ナンバー)

駐車場賃借借約書

賃借人 [ ] 上、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借借約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人みらい桜置区画分( [ ] 区画)

第1条 (駐車場の用途)

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカ： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー [ ]  
指紋も動内には賃借人が指定したナンバーを貼る。

第2条 (賃料)

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条 (敷金)

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、平成31年3月 / 日から平成32年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条 (契約の更新)

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条 (賠償責務)

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条 (免責)

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条 (原状回復)

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借約成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条 (解除)

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2ヵ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 (信義則)

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月 / 日

賃借人：住所 [ ]

氏名 [ ]

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛旗-301

氏名 小島信昭



整理番号

93

1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50503	03-11-29	11:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認証
円	円	円

お振込明細またはご案内

電信

お取引人  
ご依頼人



登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 300064

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済  
\*\*\*\*\*

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	03-12-16	13:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認証
円	円	円

お振込明細またはご案内

電信

お取引人  
ご依頼人



登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 300032

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済  
\*\*\*\*\*

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

# 事務所用建物賃借契約書

貸主(甲)



借主(乙)

木下博信

## 事務所用建物賃貸借契約書

### (1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称		■家建物を事務所として賃貸借			
	所 在 地		〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号			
	建て方	一戸建	構 造	木 造		工事完了年
				二階建て		平成12年完了 以後大規模修繕等なし
住戸部分	間 取 り		1階 2LDK	2階 3K納戸付		
	面 積		135,22㎡	(それ以外にバルコニーあり)		
	設 備 等	トイレ	有	有	特記事項なし	
		浴室	有	有		
		洗面台	有	有		
洗濯機	有	有				
給湯設備	有	有				
ガスコンロ	有	有				
冷暖房設備	有	有				
備え付け照明設備	有	有				
鍵		3	個			
	使用可能電気容量		50 アンペア			
	ガ ス		都市ガスあり			
	上 下 水 道		公共上下水道・浄化槽あり			
付属施設	駐 車 場		含 む			
	バイク置場		含 む			
	自転車置場		含 む			
	物 置		含 む			
	庭		含 む			

### (2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

### (3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。
敷 金	な し	振り込み手数料は、乙の負担とする



## 契 約 条 項

### (契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

### (契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

### (賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

### (敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

### (反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

### (禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

### (契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに（第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協 議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所  
氏 名

■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■



(乙) 住 所  
氏 名

■■■■■■■■■■  
木下博信



(丙) 住 所  
氏 名

■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■



整理番号 0005-1

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1: 調査研究費      2: グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費
	9: 資料購入・作成費      10: 交通費

支出年月日	03年 11月 29日 12月27日
支出額	百万      千 56000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.7 = 56,000$ )
使 途	駐車場賃借料 12月分 1月分
支 出 先	株式会社オフィスナンバーワン

上記のとおり支出しました。

支出者名

杉田 茂実



# 駐車場賃貸借契約書

代理  
株式会社オフィスナンバーワン

貸主

借主

杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

## 標記A 駐車場の表示

名称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	■
所在地	埼玉県熊谷市本町1丁目217番		

## 標記B 車種

車名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
-----------	----------------	--------------------	--

## 標記C 契約期間

始期	2019年1月1日	終期	2019年12月31日
----	-----------	----	-------------

## 標記D 賃料等

賃料	月額 40,000 円 (消費税込)		その他 ( )	円	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日迄(翌月分前払)			
賃料等の 支払方法	振込	金融機関名	■	預金口座	■
		(フリガナ) 口座名義人	■	口座番号	■

## 標記E 管理人名

商号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代表者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	電話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		

標記F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する

西暦 2019年 8月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが算合から振込に落ちた為、2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲)

住所

埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階

氏名

株式会社オフィスナンバーワン  
代表取締役 日向 弘薫

048-522-1111

借主(乙)

住所

埼玉県熊谷市本町1-181

氏名

杉田茂実 事務所

生年月日

1968年 8月 19日

TEL (自宅)

048-576-1085

携帯

勤務先名

TEL

緊急連絡先(担当者)

住所

同上

氏名

TEL

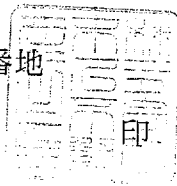
(媒介・代理)業者

埼玉県知事(10)第10244号

所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

商号 株式会社末広不動産

代表者 代表取締役 日向 均



宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号

氏名

(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

埼玉県知事免許 ( )第

所在地

商号

代表者

宅地建物取引士(自署押印)

号 宅地建物取引士登録番号 ( )第

氏名

印

印

# 駐車場賃貸借契約約款

## (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

## (契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

## (賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

## 二(敷金)二 第4条全文削除

~~第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。~~

~~4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。~~

~~5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。~~

## (禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件をおいてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

## (甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係わる公租公課を負担するものとする。

## (甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

## (乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

## (甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

## (乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

## (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

## (甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

## (乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。  
2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

## (車両の移動)

第14条 本駐車場の保全、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

## (明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

## (協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

## (反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

## (特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

整理番号 0004-1

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経 費 区 分</b></p> <p>（該当する経費の番号を○で囲む）</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費      2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費      4：要請・陳情等活動費      5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費      ⑦：事務所費      8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費      10：交通費</p>
-----------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">03</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span>日 12月27日</p>
<p>支 出 額</p>	<p style="text-align: right;">百万      千</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">70000</span>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする （按分した場合の積算方法    100,000    ×    0.7    =    70,000</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所賃借料 12月分 1月分</p>
<p>支 出 先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名                      杉田 茂実



## 建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) と賃借人杉田茂実 (以下「乙」という) は、次の通り建物賃貸借契約を締結した。

## (建物賃貸借)

第1条 甲は、乙に対し、下記の建物 (以下「本件建物」という) を賃貸し、乙はこれを賃借した。

## 記

所 在 埼玉県熊谷市本町 1-181  
 構 造 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建て  
 床 面 積 1・2階部分 264.3 m<sup>2</sup>

## (期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間とする。  
 ただし、甲乙の双方どちらかが申し出がない限り、本契約は同一期間自動更新するものとする。

## (賃料)

第3条 賃料は1ヶ月金50,000円とし、乙は、甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲に銀行振込の方法で支払う。

## (光熱費)

第4条 光熱費は、甲の住居 (3階部分) と乙の事務所の電気使用料を、甲が4割、乙の事務所が6割を支払うものとし乙は、甲に対し、毎月末日までに前月分を甲に銀行振込の方法で支払う。

## (使用目的)

第5条 乙は、本件建物を事務所として利用し、他の用途に使用してはならない。  
 2前項に違反した場合、甲は、何らの催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。

以上の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成31年4月1日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED]

賃借人 (乙) 住所 埼玉県熊谷市小江川894番地  
 氏名 杉田 茂実

## 建物賃貸借契約変更契約書

平成31年4月1日付けで賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人杉田茂実(以下「乙」という。)との間で締結した建物賃貸借契約書(以下「原契約書」という。)の一部を次のように変更する契約を締結する。

(光熱費の変更)

第4条 原契約書第4条の光熱費は、「甲の住居(3階部分)と乙の事務所の電気使用料を、甲が4割、乙の事務所が6割を支払うものとし乙は、甲に対し、毎月末日までに前月分を甲に銀行振込の方法で支払う。」を「甲が令和2年9月18日より、3階部分を住居として使用していない為、令和2年10月8日より電気使用量請求書名を杉田茂実事務所杉田茂実に変更し、請求書金額を支払う。尚、変更手続きにかかった日数分は甲が支払う。」に改める。

令和 2年 10月 7日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 埼玉県熊谷市小江川894番地

氏名 杉田 茂実

整理番号

155-1

# 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	03年11月29日				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4000</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$ )	百万	千	6	4000
百万	千				
6	4000				
使 途	12月分事務所賃借料				
支 出 先	XXXXXXXXXX				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



### 事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 慎一 (以下「乙」という。))は、この契約書により  
頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

#### 頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所(平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 NO3号室 区画番号( ) 添付した貸事務所図面に基づく場所)	
所在地	(住居表示) 鴻巣市東3丁目11番18号(住居表示)	
建物	(登記簿) 鴻巣市東3丁目107番 不造・ <u>鉄骨造</u> ・鉄筋コンクリート造・ <u>鉄骨鉄筋コンクリート造</u> ・ <u>軽鋼骨造</u> ・その他( )/ 瓦葺・スレート葺・ <u>瓦葺</u> ・ <u>セメント瓦葺</u> ・ <u>陶器葺</u> ・その他( )/ ( )階建/全( )戸	
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月 平成12年12月
面積	31.77㎡	
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電カメーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷蔵庫、 駐車場スペース(2台分)、電気湯沸し1個	

#### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

91

#### 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年 7月 1日 から 令和4年 6月30日まで(3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。

#### 頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・共益費	円	家財保険料	円	円
敷金	ヶ月	円	円	円	円	円
保証金	400,000円 (賃料 ヶ月)	償却	円	円	円	円
その他の条件	毎月15分の1ずつ償却するものとする。(保証金の補填はしない。)					円

#### 頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先(氏名)	中屋敷 慎一
(自宅)TEL	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>
(事務所)TEL	048-541-8110 (会社名・部署名)
(携帯)TEL	

#### 頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 住所 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>
管理業者	商号又は名称 所在地 TEL 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 国土交通大臣( )第( )号 (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 管理担当者 氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

#### 頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社 主たる事務所の所在地
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	

#### 頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はなしものとします。契約更新時に更新の要領作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、中介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとします。

#### 頭書(9) 特約事項

155-2

整理番号 1 5 6

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

使 途	<p>12月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付すこと

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38004	03-11-29	11:44	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			認 証
円 円 円			

お振込明細またはご案内	電信
登録番号 0004	
サイタマケツキ"カイキ"イン ナカヤツキ ッ様	
電話番号 0-48-541-8110	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 300051	

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0097

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">03</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">95</td> </tr> </table>	百万	千	円	5	44	95
百万	千	円							
5	44	95							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; text-align: center;">事務所賃料</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center;">令和3年10月分</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">60550 × 0.9 = 54,495</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**領収書等貼付欄**

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48203	03-11-29	18:59
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,000	¥550
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)

③ 事務所賃料  
⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

いこと。  
りない場合は、別紙を使用すること。  
を付すこと。)

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイタマケソツキン オガワ 普通 6203661 1)ハツモツ"ムツヨ様 登録番号 0006	
ご依頼人	コクホ"ケンイチ セイムカット"ウツ"ムツヨ様	
電話番号		印紙税申告納 付につき浦和 税務警察認済
取扱番号	600016	

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、  
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

097-1

# 建物賃貸借契約書（事業用）

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階		
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1		
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	28.80 m <sup>2</sup>	約8.7坪

### (2) 使用目的

政務活動事務所
---------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3年6月1日から	3年	月間
終期	令和6年5月31日まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額	50,000 円	( 内消費税等	円・税率 10 % )
共益費(管理費)	月額	10,000 円	( 内消費税等	円・税率 10 % )
保証金(敷金)		なし 円	賃料の	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		なし		
		円		円
礼金		円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う		
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名		口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

### (5) 貸主

貸主	氏名	有限会社 橋本事務所 取締役 橋本直樹	電話	0493 ( 72 ) 3392
	住所	東京都練馬区石神井町四丁目22番8号		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。		

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本直 電話番号 0493 ( 72 ) 3392

借主 住所 [Redacted]

氏名 小久保 憲一 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 17828 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県比企郡小川町大字大塚	事務所所在地	
商号	東豊不動産 有限会社	商号	
代表者等	仲川 千鶴子	代表者等	
登録番号	[Redacted] 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	仲川千鶴子	宅地建物取引士	



整理番号			78
------	--	--	----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	3年 11月 29日 <small>10 28 12 27</small>	支出額	百万 千 円 282150
-------	----------------------------------------------	-----	------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所家賃 11月、12月、1月 (駐車場込) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $104,500 \times 0.9 = 94,050 \times 3ヶ月$
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------

**領収書等貼付欄** 埼玉県議会自由民主党議員団

03-10-28 .送金	*104,500	ATM カ)ヒラノヨウ
03-11-29 .送金	*104,500	ATM カ)ヒラノヨウ
03-12-27 .送金	*104,500	ATM カ)ヒラノヨウ

振込手数料

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

78 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	300000
取扱店	お取引日	時刻	
38802	03-10-28	16:17	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 印紙税 認証			

お振込明細またはご案内  
お受取人 第一勧業信用組合 千田町支店 普通 6869279 カ)ヒラノヨウツク様 登録番号 0001  
ご依頼人 マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 [ ] 取扱番号 500007  
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	300000
取扱店	お取引日	時刻	
38805	03-11-29	10:42	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 印紙税 認証			

お振込明細またはご案内  
お受取人 第一勧業信用組合 千田町支店 普通 6869279 カ)ヒラノヨウツク様 登録番号 0002  
ご依頼人 マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 [ ] 取扱番号 300029  
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	300000
取扱店	お取引日	時刻	
38802	03-12-27	16:46	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥104,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 印紙税 認証			

お振込明細またはご案内  
お受取人 タ"イチカソキ"ヨウツクミ セツタ"マチ 普通 6869279 カ)ヒラノヨウツク様 登録番号 0002  
ご依頼人 マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 [ ] 取扱番号 500009  
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。→

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社平野商事 (以下「甲」という。)と借主 松井 弘 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号) 26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	平成6年5月
契約面積	29.65㎡ (8.97坪)			
附 属 施 設	無			

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として
--------

### 頭書(3) 契約期間

2019年(令和元年)7月20日 から 2022年(令和4年)7月19日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(令和元年)7月20日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内8%消費税等 0円)	火 災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヵ月)	礼 金	81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	附 属 施設料	/
電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No.	正面入口			
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	口座名義			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名	株式会社平野商事
	住所	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室

管理者	商号又は名称	貸主にて自主管理 株式会社平野商事
所在地	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室 TEL 090 (4590) 2797	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 )
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

乙は更新時、更新料として新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分及び消費税額を支払うものとする。
-----------------------------------------------------------

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年7月19日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野 商	TEL
	代表取締役	張	
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8 TEL・FAX 03-6204-2907	
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL
	住所		
連帯保証人	氏名		TEL
	住所		

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677
	商号又は名称	株式会社MARUWA
	代表者の氏名	田中 茂穂
	免許証番号	東京都知事(2)第93986号
	免許年月日	平成29年3月16日
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	
	登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社MARUWA
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	■■■■■■■■■■
---------	----------	------	------------

### 頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)
敷金	金13,000円
支払期限： 毎月末日までに翌月分を支払う	
支払方法	1. 口座振替 金融機関：■■■■■■■■■■ 口座番号：■■■■■■■■■■ 口座名義人：■■■■■■■■■■ TEL：■■■■■■■■■■
	2. 振込み
	3. 持参 持参先：

### 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭書(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。  
4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL 090-4590-2797
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中 弘	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 誠
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号	
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号	
宅地建物 取引士	氏名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED]
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256

整理番号			86
------	--	--	----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日 3年 11月 29日 <small>10 28 12 28</small>	支出額 百万 千 円 45090 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------------------------------------------------------	--------------------------------------------

使 途 事務所 駐車場代	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $16,700 \times 0.9 = 15,030 \times 3ヶ月$
-----------------	--------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

口座名義 松井弘

03-10-28	振替	*16,700	RKS(カツミカイツ)
03-11-29	振替	*16,700	RKS(カツミカイツ)
03-12-28	振替	*16,700	RKS(カツミカイツ)

振込手数料

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	芳野本町駐車場		駐車位置	番	台数	1台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1					
賃料	金 16,500	円也	内消費税	1,500	円	更新料 ヶ月分（税別）
敷金	金	円也	保証金	円	礼金	円
契約車	車種	社用車	色	登録番号		
契約期間	2020年11月12日		から	2022年11月11日迄		

賃貸人 [ ] を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
- 賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分（税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。
- 本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
- 又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額することができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
- 一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
  - 二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
  - 三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
  - 四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。
  - 五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
  - 六、その他本契約に違反した時。
- 尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
- 乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
- 尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。
- 退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
- 又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
- 尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。
- 敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条 (管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
  - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
  - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
  - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17  
 氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4266  
 勤務先名 TEL  
 勤務先住所  
 緊急時連絡先住所 [REDACTED]  
 緊急時連絡先氏名 松井弘 TEL [REDACTED]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011  
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己  
 免許証番号 埼玉県知事 ( 8 ) 第 13750 号  
 登録番号 [REDACTED]  
 宅地建物取引士 [REDACTED]

整理番号 135

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1200</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		6	1200
百万	千	円							
	6	1200							
使途	<p>事務所・駐車場 賃借料</p> <p>令和3年12月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため  <math>68.000 \times 0.9 = 61.200</math></p>								
領収書等貼付欄	<p style="text-align: center;">尾澤至一郎</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>								

21-11-29	68,000	

支出先 21.11.29 タイセイハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。





整理番号 1/46

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">40000</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		40000	
百万	千	円							
	40000								
使 途	<p>事務所家賃 12月分</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため</p> <p style="font-size: small;"><math>50000 \times \frac{8}{10} = 40000</math></p>								
領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団								

**領収書**

No. 630

---

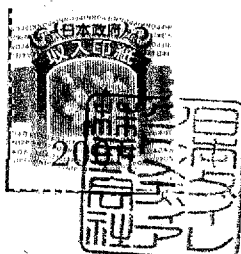
領収日 2021年11月30日

関根信明 様

**金額 50,000 円**

21年12月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

〒331-0828  
埼玉県さいたま市東区日進町2-789  
みらい日進

日本ダイレクトメディア株式会社

# 請求書

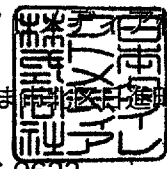
関根信明 様

日付 : 2021年11月30日

請求書番号 : 630

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク株式会社  
〒331-0823  
埼玉県さいたま市桜区日進町2-789  
みらい日進  
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2021年12月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="11"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value=""/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="45"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="000"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="45"/>	<input type="text" value="000"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="45"/>	<input type="text" value="000"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃 12月分</p> <p>政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため <math>50000 \times 0.9 = 45000</math></p>		
-----	------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

阿左美 健司 様    令和3年 11月 30日

★ 50,000-

但 12月分家賃として  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)



コクヨ ウケ-1048

※領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



# 建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。) と賃借人 阿左美 健司(以下、「乙」という。) とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物 (以下「本件建物」という。) について、建物賃貸借契約 (以下、「本契約」という。) を締結した。

## 第1条 (本契約)

甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- |          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| (1) 対象物件 | 後記表示の通り                                        |
| (2) 使用目的 | 事務所                                            |
| (3) 賃料   | 月額 5万円 (賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする) |
| (4) 契約期間 | 令和3年8月1日から令和4年7月31日                            |

## 第2条 (賃貸借期間)

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

## 第3条 (賃料の支払い)

- 1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。  
なお、振り込み手数料は乙の負担とする。
- 2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

#### 第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

#### 第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとするものとする。

#### 第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

#### 第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

#### 第8条（禁止事項）

乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき
- (2) 本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

#### 第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

(2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

(3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

#### 第10条 (当然終了)

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

(1) 本件建物が滅失したとき

(2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき

(3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

#### 第11条 (現状回復義務)

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

#### 第12条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第13条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

### 記

(建物の表示)

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10

構 造 木造平屋建

床面積 107.41㎡

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所

[Redacted address]

氏名

[Redacted name] ●

乙) 住所 秩父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名

阿左美健司 ●

整理番号 152 -1

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>								
<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">53</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">240</td> </tr> </table>	百万	千	円		53	240
百万	千	円							
	53	240							
<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(12月分) 政務活動の使用する割合が8/10のため 自民党 趣意書部と折半    66550円 × 8/10 = 53240円</p> <p style="text-align: right;">(共同事務所につき)</p>								

**領 収 証**

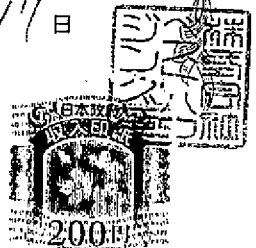
No. 007092

浅井明 様

2021年12月17日

金額 ¥133,100-

但し森田ビル 201 12/3入倉    12月分賃料にて  
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

---

税抜金額

---

消費税額等(%)

---



- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-923-3020 FAX 048-923-3029
- 獨逸大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885



社印・抜者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

152-2

# 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分	35,34㎡

(2) 使用目的

県政事務所
-------

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700円 (内消費税等 10,700円・税率10%)
共益費(管理費)	月額 15,400円 (内消費税等 1,400円・税率10%)
保証金(敷金)	321,000円 賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。
	円
礼金	円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月27日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名・支店名
	口座番号
	口座種別
	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

152-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---------------------------------------------------------------------------	---

特約条項

- 借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- 看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- 更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- 更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷 1丁目8-6  
氏名 浅井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

地建物取引業者・宅地建物取引士	(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 国土交通大臣(4) 第 [Redacted] 号	免許証番号 第 [Redacted] 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4番	事務所所在地 [Redacted]
商号 株式会社 ベストハ	商号 [Redacted]
代表者等 八巻 康雄	代表者等 [Redacted] ㊟
登録番号 [Redacted]	登録番号 第 [Redacted] 号
宅地建物取引士 [Redacted]	宅地建物取引士 ㊟

整理番号 153-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">400</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		4	400
百万	千	円							
	4	400							
使途	<p>事務所看板代(12月分)</p> <p>5,500円 × <math>\frac{8}{10} = 4,400円</math></p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が <math>\frac{8}{10}</math> 以上であるため</p>								

### 領 収 証

No. 007094

浅井 明 様

2021年12月17日

金額 ¥ 5,500-

収入  
印紙

但し森田ビル 201 12/3入金    12月分看板代として  
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

**BH** 株式会社  
BEST HOUSING **ベストハウジング**

- 本社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。



# 153-2 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m <sup>2</sup>	

### (2) 使用目的

原政事務所
-------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	8年0月間
終期	2028年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 8ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 8ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。
礼金	円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月 27 日までに支払う <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関名・支店名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座種別 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span> 口座番号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座名義人・フリガナ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 振込手数料負担者 借主 持参先 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

### (5) 貸主

貸主	氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 電話 ( )
	住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

153-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	-----------------------------------------------------------------------------

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6  
氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5779

連帯保証人 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介 ・  代理  
免許証番号 国土交通大臣(4)第 [Redacted] 号  
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4  
商号 株式会社 ベストハウ  
代表者等 八巻 康雄  
登録番号 [Redacted] 号  
宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様  媒介 ・  代理  
免許証番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号  
事務所所在地 [Redacted]  
商号 [Redacted]  
代表者等 [Redacted] ⑧  
登録番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号  
宅地建物取引士 [Redacted] ⑧

整理番号 0098

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">7:事務所費</span>    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">03</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">108</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">396</td> </tr> </table>	百万	千	円		108	396
百万	千	円							
	108	396							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p><b>事務所賃料</b>    令和3年 11月、12月分</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; font-size: small;"><math>120,440 \times 0.9 = 108,396</math></p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**領収書等貼付欄**

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
35401	03-12-10	16:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥120,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

おサイタマケツツキン  
オカワ  
普通 6203661  
ユ)ハツモツ ムツヨ様  
登録番号 00-18  
コクホ ケツイチ様

ご依頼人  
電話番号                       
取扱番号 500004

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

いこと。  
りない場合は、別紙を使用すること。  
を付すこと。)

※領収書等には、①平方目、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階		
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1		
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	28.80 m <sup>2</sup>	約8.7坪

### (2) 使用目的

政務活動事務所
---------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3年6月1日 から	3 年 月間
終期	令和6年5月31日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額 50,000 円 (内消費税等 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 10,000 円 (内消費税等 円・税率 10%)
保証金(敷金)	なし 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	なし
礼金	円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月末日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名・支店名
	口座番号
	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主 持参先

### (5) 貸主

貸主	氏名	有限会社 橋本事務所 取締役 橋本直樹	電話	0493 ( 72 ) 3392
	住所	東京都練馬区石神井町四丁目22番8号		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0098-2

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。		

特約条項

<ul style="list-style-type: none"> <li>一、賃料に駐車場料金2台分を含む。</li> <li>一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。</li> <li>一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。</li> <li>一、借主は買取請求権を放棄する事とする。</li> <li>一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本直 電話番号 0493 ( 72 ) 3392

借主 住所 [Redacted]

氏名 小久保 憲一 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介 ・  代理

取引態様  媒介 ・  代理

免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 17828 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県比企郡小川町大字大塚1

事務所所在地

商号 東豊不動産 有限会社

商号

代表者等 仲川 千鶴子

代表者等

登録番号 [Redacted] 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 仲川千鶴子

宅地建物取引士

整理番号 224

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">715</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			715
百万	千	円							
		715							

使 途	ダスキンレンタル代 $1430 \times \frac{1}{2} = 715$
-----	----------------------------------------------

領収書等貼付欄

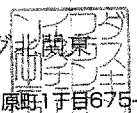
政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟

お客さま名 XXXXXXXXXX  
 小島 信昭 様  
 ポイントカード

納品・請求書  
 兼 領 収 書

株式会社ダスキンサーヴ北関東  
 ダスキン宮原支店  
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2  
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390



発行日 2021年 12月 13日 次回訪問日 2022年 1月 10日    取引 現金    No. 100305975700

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	660	1	1	660				
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	770	1	1	770				

印紙  
 5万円以上  
 貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担当者名

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、④⑤で訂正した場合は訂正した内容も記載すること。)  
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 5 0

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">17</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">54</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">396</td> </tr> </table>	百万	千	円		54	396
百万	千	円							
	54	396							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所家賃(1月分) 送金料を含む	$60.440 \times 0.9 = 54.396$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
----	----------------------	---------------------------------------------------------

**領収書等貼付欄**

$60.000 + 440 = 60.440$

### ご利用明細票


③事務所家賃(1月分)

お取扱日	店番	お取引内容
03-12-17	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N049	*60,000	
	残高	
	*****	
送金料金            *440円 振込予定日 03-12-17 タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。  
ゆうちょ銀行

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。


第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地  
武内 政文 

(乙) 



整理番号 2 / 6

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;"><b>経 費 区 分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<p style="font-size: 1.2em;">3 年 12 月 20 日</p>									
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 0.8em;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: 0.8em;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: 0.8em;">政務活動に使用する割合が<math>\frac{8}{10}</math>以上であるため (按分した場合の積算方法 <math>8800 \times 0.8 = 7,040</math>)</p>	百万	千			7	0	4	0	円
百万	千			7	0	4	0	円		
使 途	県政事務所駐車場契約更新手数料									
支 出 先	(有) 徳 新									

上記のとおり支出しました。

支出者名                      埼玉県議会自由民主党議員団                      渡 辺 印



整理番号 798

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">47</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">500</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	2	47	500
百万	千	円							
2	47	500							

使 途	<p>7=事務所費(礼金, R3・12月分, R4・1月分)</p> <p style="text-align: right;">賃料</p> <p style="text-align: right;"><math>275,000 \times 9\% = 247,500</math></p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

領収書等貼付欄

別紙(有)

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(控番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [ ] (以下「甲」という。)と借主 白土 幸仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	恵ビル 101	区画番号( )
所在地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4 (登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4	
構造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸	
種類	事務所	新築年月 昭和62年 12月
面積	49㎡	
附属施設	1階事務所前面 1台駐車場	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

2021年 12月 15日 から 2023年 12月 14日まで	
目的物件の引渡し時期	2021年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額100,000円	管理・	なし
家財	(別途消費税相当額10,000円)	共益費	
保険料	借主様のご判断でご加入ください。	礼金	100,000円 (別途消費税 10,000円)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. [ ] 本 [ ] 本 [ ]		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末日まで		
賃料等の支払方法	口座振込 [ ] 名義人 [ ]		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
緊急連絡先(担当者)	(自宅)TEL [ ] (会社名・部署名)
	(勤務先)TEL [ ]
	(携帯)TEL [ ]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [ ] 住所 [ ]
管理業者	商号又は名称 (株) 春日部市住宅共同販売センター
所在地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088
(賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律)による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣( )第 [ ] 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 [ ]) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者

氏名	
住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	氏名 白土 幸男
円連帯保証人	住所 [ ]
	積戻額 金、4,000,000円
	家賃債務保証業者名 [ ]
	主たる事務所の所在地 [ ]
	家賃債務保証業者登録番号 [ ]

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

1. 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てものを撤去し現況に戻して返還すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。
2. 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。
3. 敷地内に自動販売機の設置は認められ、清掃管理を乙が責任をもって行う事。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年12月5日

甲・貸主	氏名 住所	TEL TEL
乙・借主	氏名 住所	TEL 098-795-7146
丙・連帯保証人	氏名 住所	TEL
極度額 金、4,000,000円		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A	B
主たる事務所 所在地・TEL 048-754-8088	埼玉県春日部市柏野5670-2	主たる事務所 所在地・TEL
商号又は名称 株式会社	春日部市住宅共同販売セン	商号又は名称
代表者の氏名	石塚 兼	代表者の氏名
免許証番号	埼玉県 知事 (12)第6797号	免許証番号
免許年月日	平成29年 5月27日	免許年月日
氏 名	氏	氏
登録番号	登録番号	登録番号
業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	主たる事務所と同じ	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※図は原則として裏印  
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料と比較し、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができる。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じるこの一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合、

# 領 収 書

白土幸仁 様

金、275,000円也

但し、春日部市中央一丁目59-4 恵ビル 101

礼 金 110,000円

12月分賃料 55,000円

1月分賃料 110,000円

上記正に領収致しました。

令和 3年 12月 21日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ●